

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 10月 4日	整理番号	63
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 10月 4日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 書 日付 2023/10/4

向 田 将 央 様

¥	350	
---	-----	--

但し、モーニングセミナー参加費 として

10%対象	350 円
内消費税額	31 円

一般社団法人 倫理研究所
 〒102-8561
 東京都千代田区紀尾井町4-5
 TEL：03-3264-2253
 愛媛県松山北 倫理法人会
 登録番号 T8010005003510

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 10月 10日	整理番号	64
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	県役員会参加費 支払先：愛媛県倫理法人会		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ANAクラウンプラザホテル松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 10月 10日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 書</u> 日付 2023/10/10 向 田 将 央 様 金 額 ¥ 3,000 但し、県役員会参加費 として 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 10%対象 3,000 円 愛媛県 倫理法人会 内消費税額 272 円 登録番号 T8010005003510			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 (年 間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 10月 11日	整理番号	65				
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費						
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会						
金 額	350 円	按分率	100 %				
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山						
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 10月 11日 ✓					
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 書</u> 向 田 将 央 様 日付 2023/10/11 ¥ 350 但し、モーニングセミナー参加費 として 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">10%対象</td> <td style="padding: 5px;">350 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">内消費税額</td> <td style="padding: 5px;">31 円</td> </tr> </table> 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510				10%対象	350 円	内消費税額	31 円
10%対象	350 円						
内消費税額	31 円						

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支出伝票（年間）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 11月 1日	整理番号	66
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 11月 1日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 書 日付2023/11/1 向 田 将 央 様 ¥350 但し、モーニングセミナー参加費として 10%対象350 円 内消費税額31 円 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 11月 8日	整理番号	67							
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費									
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会									
金 額	350 円	按分率	100 %							
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山									
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 11月 8日							
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 書</u> 日付 2023/11/8 向 田 将 央 様 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">¥</td> <td style="width: 40%; text-align: center; font-size: 24px;">350</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table> 但し、モーニングセミナー参加費 として <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">10%対象</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">350 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">内消費税額</td> <td style="text-align: center;">31 円</td> </tr> </table> 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510				¥	350		10%対象	350 円	内消費税額	31 円
¥	350									
10%対象	350 円									
内消費税額	31 円									

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 11月 8日	整理番号	68						
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費								
使 途 及 び 内 容 等	県役員会参加費 支払先：愛媛県倫理法人会								
金 額	3,000 円	按分率	100 %						
特記事項	開催場所：ANAクラウンプラザホテル松山								
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 11月 8日						
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 書</u> 日付 2023/11/8 向 田 将 央 様 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額 ￥</td> <td style="padding: 5px; font-size: 1.2em;">3,000</td> </tr> </table> 但し、県役員会参加費 として <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">10%対象</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">3,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">内消費税額</td> <td style="padding: 5px; text-align: center;">272 円</td> </tr> </table> 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県 倫理法人会 登録番号 T8010005003510				金 額 ￥	3,000	10%対象	3,000 円	内消費税額	272 円
金 額 ￥	3,000								
10%対象	3,000 円								
内消費税額	272 円								

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 11月 13日	整理番号	69
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	歴代会長会参加費 支払先：愛媛県倫理法人会		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ANAクラウンプラザホテル松山		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 11月 13日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 書
日付 2023/11/13

向 田 将 央 様

金 額 ¥	3,000
----------	-------

但し、歴代会長会参加費 として

10%対象	3,000 円
内消費税額	272 円

一般社団法人 倫理研究所
 〒102-8561
 東京都千代田区紀尾井町4-5
 TEL：03-3264-2253
 愛媛県 倫理法人会
 登録番号 T8010005003510

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 11月 15日	整理番号	70				
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費						
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会						
金 額	350 円	按分率	100 %				
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山						
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 11月 15日				
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 領 収 書 日付 2023/11/15 向 田 将 央 様 ¥ 350 但し、モーニングセミナー参加費 として 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">10%対象</td> <td style="text-align: center;">350 円</td> </tr> <tr> <td>内消費税額</td> <td style="text-align: center;">31 円</td> </tr> </table>				10%対象	350 円	内消費税額	31 円
10%対象	350 円						
内消費税額	31 円						

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 11月 21日	整理番号	71
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	研修会費 支払先：古川町史談会		
金 額	2,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：竹山荘		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 11月 21日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証 向 田 将 央 様 No. _____

金 額

¥ 2,000

内 訳	
現 金	
小 切 手	/
手 形	/
消費税額等(%)	

但 研 修 会

5 年 11 月 21 日 上記正に領収いたしました

古川町史談会

代表者 堀内 一 甲

収入印紙

GR1614

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 11月 22日		整理番号	72								
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費								
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会											
金 額	350 円		按分率	100 %								
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山											
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 11月 22日									
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 書</u> 日付 2023/11/22 向 田 将 央 様 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">¥</td> <td style="width: 50%; text-align: center; font-size: 24px;">350</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> 但し、モーニングセミナー参加費 として <table style="margin: 10px auto;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">10%対象</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">350 円</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 10px; vertical-align: top;"> 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510 </td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">内消費税額</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">31 円</td> </tr> </table>					¥	350		10%対象	350 円	一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510	内消費税額	31 円
¥	350											
10%対象	350 円	一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510										
内消費税額	31 円											

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 11月 27日	整理番号	73						
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費								
使 途 及 び 内 容 等	四国交流会参加費 支払先：愛媛県倫理法人会								
金 額	7,000 円	按分率	100 %						
特記事項	開催場所：ANAクラウンプラザホテル松山								
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 11月 27日						
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 書</u> 日付 2023/11/27 向 田 将 央 様 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">金 額 ￥</td> <td style="padding: 5px; font-size: 1.2em;">7,000</td> </tr> </table> 但し、四国交流会参加費 として <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">10%対象</td> <td style="padding: 5px;">7,000 円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">内消費税額</td> <td style="padding: 5px;">636 円</td> </tr> </table> 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL : 03-3264-2253 愛媛県 倫理法人会 登録番号 T8010005003510				金 額 ￥	7,000	10%対象	7,000 円	内消費税額	636 円
金 額 ￥	7,000								
10%対象	7,000 円								
内消費税額	636 円								

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 12月 6日	整理番号	174
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 12月 6日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 書

日付 2023/12/6

向 田 将 央 様

¥	350	
---	-----	--

但し、モーニングセミナー参加費 として

10%対象	350 円
内消費税額	31 円

一般社団法人 倫理研究所
 〒102-8561
 東京都千代田区紀尾井町4-5
 TEL：03-3264-2253
 愛媛県松山北 倫理法人会
 登録番号 T8010005003510

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 12月 7日	整理番号	75
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	県役員会参加費 支払先：愛媛県倫理法人会		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ANAクラウンプラザホテル松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 12月 7日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 書

日付 2023/12/7

向 田 将 央 様

金 額 ￥

3,000

但し、県役員会参加費 として

10%対象

3,000 円

内消費税額

272 円

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561

東京都千代田区紀尾井町4-5

TEL：03-3264-2253

愛媛県 倫理法人会

登録番号 T8010005003510

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 12月 13日	整理番号	76
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 12月 13日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 書</u> 向 田 将 央 様 ¥ 350 日付 2023/12/13 〃 但し、モーニングセミナー参加費 として 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 12月 20日	整理番号	77				
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費				
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会						
金 額	350 円	按分率	100 %				
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山						
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 12月 20日					
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。							
領 収 書 日付 2023/12/20 向 田 将 央 様 ¥ 350 但し、モーニングセミナー参加費 として 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510 <table><tr><td>10%対象</td><td>350 円</td></tr><tr><td>内消費税額</td><td>31 円</td></tr></table>				10%対象	350 円	内消費税額	31 円
10%対象	350 円						
内消費税額	31 円						

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和5年 12月 27日	整理番号	78							
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費									
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会									
金 額	350 円	按分率	100 %							
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山									
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 12月 27日							
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 書</u> 日付 2023/12/27 向 田 将 央 様 <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">¥</td> <td style="width: 50%; text-align: center; font-size: 1.5em;">350</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> 但し、 モーニングセミナー参加費 として <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">10%対象</td> <td style="width: 70%;">350 円</td> </tr> <tr> <td>内消費税額</td> <td>31 円</td> </tr> </table> 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL : 03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510				¥	350		10%対象	350 円	内消費税額	31 円
¥	350									
10%対象	350 円									
内消費税額	31 円									

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支出伝票（年間）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 1月 10日	整理番号	77.
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 1月 10日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 書 日付 2024/1/10 向 田 将 央 様 ¥ 350 但し、モーニングセミナー参加費 として 10%対象 350 円 内消費税額 31 円 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 1月 14日	整理番号	80
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	新春の集い参加費 支払先：塩崎あきひさ後援会		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ANAクラウンプラザホテル松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 1月 14日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証

令和6年1月14日

向 田 将 央 様

金 額 ￥ 1, 0 0 0 -

但 : 新春の集い参加費
上記金額正に領収致しました。

塩 崎 あ き ひ さ 後 援 会
TEL: 089-941-4843

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 1月 20日	整理番号	81
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	7分区新年自主研修会参加費 支払先：7分区		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：星乃岡温泉 大会議室		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年 1月 20日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 領 収 書 向 田 将 央 殿 金 額 ￥1000円 但 7分区新年自主研修会費参加費 令和5年1月20日 上記正に領収いたしました 7分区 分区長 上 野 博			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支出伝票（年間）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 1月 31日	整理番号	82
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 1月 31日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 書 日付2024/1/31 向 田 将 央 様 ¥350 但し、モーニングセミナー参加費として 10%対象350 円 内消費税額31 円 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 (年 間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 2月 22日	整理番号	83
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山伊予倫理法人会		
金 額	400 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ANAクラウンプラザホテル松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 2月 22日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。 <u>領 収 書</u> 日付 2024. 2. 22 金額 ￥ 400 但し、モーニングセミナー参加費 として 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山伊予 倫理法人会 登録番号 T8010005003510			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 2月 23日	整理番号	84
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費 研修費 会議費 事務所費 広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費		
使 途 及 び 内 容 等	天皇陛下のお誕生日をお祝いする集い参加費 支払先：日本会議愛媛県本部		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：えひめ共済会館		

領収書その他証拠書類の添付欄

支払年月日

令和6年 2月 23日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

何田将光

¥ 1, 0 0 0 —

天皇陛下のお誕生日をお祝いする集い
参加費として上記正に領収致しました。

令和6年2月23日

日本会議愛媛県本部

松山市居相 2-2-1

電話 089-909-7185

※ 債務確定日は購入日、
ます。

物品を購入した場合
務完了日になり

支出伝票（年間）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 2月 27日	整理番号	85						
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費						
使 途 及 び 内 容 等	倫理経営講演会参加費 支払先：松山市中央倫理法人会								
金 額	2,000 円	按分率	100 %						
特記事項	開催場所：ANAクラウンプラザホテル松山								
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 2月 27日							
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。									
領 収 書 日付 2024/2/27 何田将光様 <table border="1"> <tr> <td>金 額 ￥</td> <td>2,000</td> </tr> </table> 但し、倫理経営講演会参加費 として <table border="1"> <tr> <td>10%対象</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>内消費税額</td> <td>181 円</td> </tr> </table> 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 松山市中央 倫理法人会 登録番号 T8010005003510				金 額 ￥	2,000	10%対象	2,000 円	内消費税額	181 円
金 額 ￥	2,000								
10%対象	2,000 円								
内消費税額	181 円								

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 6日	整理番号	86						
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費						
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会								
金 額	350 円	按分率	100 %						
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山								
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 3月 6日							
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。									
領 収 書 日付 2024/3/6 仁田将彦 <table><tr><td>¥</td><td>350</td></tr></table> 但し、モーニングセミナー参加費 として 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 <table><tr><td>10%対象</td><td>350 円</td></tr><tr><td>内消費税額</td><td>31 円</td></tr></table> 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510				¥	350	10%対象	350 円	内消費税額	31 円
¥	350								
10%対象	350 円								
内消費税額	31 円								

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 (年 間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 22日		整理番号	87
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度 倫理経営講演会 支払先：愛媛県東温倫理法人会			
金 額	2,000 円		按分率	100 %
特記事項	開催場所：見奈良天然温泉 利楽			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年 3月 22日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛県東温倫理法人会 令和6年度 倫理経営講演会

No. 473

領収書 『経営力を磨く～時代が求める心の経営～』

仁田将央 様

金 2,000 円也

但し 講演会費として上記金額正に徴収いたしました。

10%対象	2,000 円
内消費税額	181 円

【日時】 令和6年3月22日(金) 18:00～19:35

【場所】 見奈良天然温泉 利楽

一般社団法人倫理研究所

〒102-8531 東京都千代田区紀尾井町4-5

TEL: 03-3264-2253

愛媛県東温倫理法人会

登録番号: T8010005003510

愛媛県東温倫理法人会

令和6年度 倫理経営講演会

仁田将央 様

令和6年3月22日(金)

見奈良天然温泉 利楽

講演会費: 2,000円

お名前をご記入いただき
切り離さず当日
ご持参ください。

No. 473

支出伝票（年間）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 27日	整理番号	88
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	モーニングセミナー参加費 支払先：松山北倫理法人会		
金 額	350 円	按分率	100 %
特記事項	開催場所：ホテルサンルート松山		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 3月 27日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領 収 書 日付 2024/3/27 向 田 将 央 様 ¥ 350 但し、モーニングセミナー参加費 として 10%対象 350 円 内消費税額 31 円 一般社団法人 倫理研究所 〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL：03-3264-2253 愛媛県松山北 倫理法人会 登録番号 T8010005003510			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支 出 伝 票 (年 間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	87
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度 年会費 支払先：道後カローリングクラブ		
金 額	2,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 5月 1日
領 収 書 向田 将央 様 金額 2,000 円 (但し 令和5年度 年会費) 令和 5 年 5 月 / 日 道後カローリングクラブ 会長 大西 保己			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

道後カローリングクラブ開催要項(会則抜粋)及び参加申込書

(名称)

第1条 本会は、「道後カローリングクラブ」と称する。

(目的)

第3条 本会は、福祉の場とカローリング愛好者の交流を通じて「介護予防」と「親睦交流」を図り、地域社会面でも身障者から健常者（子供から高齢者）誰でも楽しみながら「生きがい作り」に励むことを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するためにカローリング活動を実施する。

(会員)

第5条 本会の会員は、身体障がい者福祉センター関係者ならびに本会の目的に賛同する者をもって会員とする。

(入会)

第6条 会員として入会を希望する者は、入会申込書を事務局に提出し、会長の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

年会費 1、500円/人

(活動場所および日時)

第8条 活動場所は、愛媛県身体障がい者福祉センター体育館とし、活動日時は、基本 毎月第1及び第3月曜日の午前中とし、月2回の活動とする。

(その他)

■ 問い合わせ

副会長（事務局長） 栗田 彰子

TEL

■ 活動時のお願い

水分補給(お茶等)・体育館シューズの準備および運動のできる服装での参加をお願いします。

支出伝票（年間）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	90																																	
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費																																			
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度会費 支払先：愛媛県防衛協会																																			
金 額	10,000 円	按分率	100 %																																	
特記事項																																				
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 5月 15日																																		
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。																																				
ひめぎん カードサービスご利用控 毎度ご利用いただきありがとうございます。 たぐいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td>お取引年月日</td> <td>時 刻</td> <td>お取引区分</td> </tr> <tr> <td>05-05-15</td> <td>9.32</td> <td>振込</td> </tr> <tr> <td>お取引銀行</td> <td>お取引店番</td> <td>お取引口座番号</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: black; height: 15px;"></td> </tr> <tr> <td>科 目</td> <td>振込手数料</td> <td>お取引金額</td> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>*****</td> <td>¥10,000.</td> </tr> <tr> <td>万 円</td> <td>お 取 引 金 額</td> <td>利 用 手 数 料</td> </tr> <tr> <td>*****</td> <td>*****</td> <td>*****</td> </tr> <tr> <td>取扱店</td> <td>機番</td> <td>お 取 引 後 残 高</td> </tr> <tr> <td>56</td> <td>3</td> <td style="background-color: black;"></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 10px;"> フツウ エヒメケンホウエイキョウカイ サマアテ ムコウタ マサヒロ サマ 090-7574-7356 </td> </tr> </table> 愛媛銀行				お取引年月日	時 刻	お取引区分	05-05-15	9.32	振込	お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号				科 目	振込手数料	お取引金額	普通	*****	¥10,000.	万 円	お 取 引 金 額	利 用 手 数 料	*****	*****	*****	取扱店	機番	お 取 引 後 残 高	56	3		フツウ エヒメケンホウエイキョウカイ サマアテ ムコウタ マサヒロ サマ 090-7574-7356		
お取引年月日	時 刻	お取引区分																																		
05-05-15	9.32	振込																																		
お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号																																		
科 目	振込手数料	お取引金額																																		
普通	*****	¥10,000.																																		
万 円	お 取 引 金 額	利 用 手 数 料																																		
*****	*****	*****																																		
取扱店	機番	お 取 引 後 残 高																																		
56	3																																			
フツウ エヒメケンホウエイキョウカイ サマアテ ムコウタ マサヒロ サマ 090-7574-7356																																				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。



協会概要・協会の目的と事業等

各都府県協会HP等リンク

【新設】各都道府県協会のコーナ

女性部会

青年部会

防衛省・自衛隊等HPリンク

防衛省・自衛隊イベント

会報広告協賛企業等

入会のご案内等

防衛協会連合会ロゴマークの使用

全国防衛協会連合会事務局

規約

全国防衛協会連合会規約（令和3年6月10日改正）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所要の地におくことができる。

（目 的）

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

（種 別）

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正 会 員 都道府県防衛協会・自衛隊協定会等（以下、「協会」）
 - (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
 - (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人
2. 正会員を別表のとおり8地域に区分する。

（会 費）

第6条 会員（推薦会員を除く）は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

（入 会）

第7条 会員（推薦会員を除く）になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 正会員及び特別会員（個人を除く）は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。
- 3 会員代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。

（退 会）

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

（除 名）

第9条 本会の名誉を傷つけ、または規約その他の規則に反する行為があった会員は、理事会の議決を経て除名することができる。



防衛大学校教授による
現代の安全保障講座
（第29回）

2 冊・全2冊
1 冊 防衛
2 冊 防衛



↑上記、【日本国憲法と自衛隊】は
1冊200円(税込み)で販売しています。
お問合せは、こちら
TEL：03-5579-8348



(提出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の提出金品は返還しない。

第3章 役員

(種 別)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名(地域の代表8名以内を含む)
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 100名以内(会長・副会長・理事長・常任理事を含む。)
- (5) 常任理事 若干名(地域の代表8名以内を含む)
- (6) 監 事 2名

2 理事は、正会員を代表する正会員理事、推薦会員・特別会員を代表する推薦理事とする。

(選 任)

第12条 役員は、理事の互選により推薦し、総会において選任する。

- 2 正会員理事が、会長、副会長、理事長、常任理事、又は監事に選任された場合は、当該正会員は新たに正会員理事を推薦することができる。
- 3 推薦理事は、正会員理事数を超えない範囲で、在任理事からの具申を受け、会長が推薦する。
- 4 監事は、会員から選出し、理事を兼ねることはできない。

(職 務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の指示を受け、会務を執行し、運営する。
- 4 理事は、理事会において会務を審議する。
- 4 常任理事は、理事会付議事項を審議し、理事長の指示を受け、会務を執行する。
- 5 理事は理事会において会務を審議し、本会業務の遂行を図る。
- 6 監事は、本会資産会計及び会務の執行状況を監査し報告する。

(任 期)

第14条 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員が欠けた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(解 任)

第15条 役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、または役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期中であっても総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。

第4章 名誉会長・顧問等

(名誉会長・特別顧問・相談役・顧問・参与)

第17条 本会に 本会に名誉会長・特別顧問・相談役・顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長・特別顧問は総会において推薦する。
- 3 相談役・顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 相談役・顧問は、会長の諮問、相談に応ずる。
- 5 参与は本会の事業に協力する。

第5章 会 議

(種 別)

第18条 会議は、総会・理事会・常任理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、会長、副会長及び正会員をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

(機 能)

第20条 総会は、この規約で規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の決定

【ご協力・協賛】

RICOH

全国防衛協会連合会では、当協会の活動の趣旨にご協力・賛同いただける企業様・事業者様を対象に、当協会ホームページのトップページへのバナー広告掲載を募集しています。ホームページをお持ちの企業や事業者の皆様、PRやイメージアップのため、ぜひご検討ください。

また、4半期に1回発行の会報紙「防衛協会報」への広告掲載も募集しております。

詳細は、全国防衛協会連合会事務局にお問い合わせください。

☎03-5579-8348

✉jim@ajda.jp

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

- (2) 事業報告及び収支報告の承認
- (3) その他本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。
 - (1) 総会で議決された事項の執行に関すること。
 - (2) 総会に付議すべき事項
 - (3) 会長が付議した事項
 - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 常任理事会は次の事項を議決する。
 - (1) 総会又は理事会で議決された事項の執行に関すること。
 - (2) 理事会に付議すべき事項
 - (3) 理事長が付議した事項

(招 集)

- 第21条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。
- 3 理事会は、必要あるときは会長が招集する。
- 4 会議の招集は会議の10日前までに会議に付すべき事項・日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

- 第22条 総会の議長は、出席会員の互選により選出する。
- 2 理事会の議長は、会長または副会長もしくは理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第23条 総会及びその他の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会議に出席できない者は、書面をもって表決し、または他の者を代理人を出席させることができ、代理人の発言や決議は構成員のそれと見做す。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 決)

- 第24条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

- 第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 開会の日時及び場所
 - (2) 会員・理事及び評議員の現在数
 - (3) 会議出席者の数
 - (4) 議決事項
 - (5) 議事の経緯・要領及び発言者の発言要旨
- 2 議事録には、議長及び出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名するものとする。

第6章 女性部会及び青年部会

- 第25条の2 本会に女性部会及び青年部会を置く
- 2 女性部会及び青年部会に、それぞれ部会長1名をおくほか、副部会長等必要な役員をおくことができる。
- 3 女性部会及び青年部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

第7章 事務局

(事務局)

- 第26条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。
- 2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第27条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。
 - (1) 財産目録記載の財産
 - (2) 会費
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる収入
 - (5) 寄付金品
 - (6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の歳入歳出予算は、会計年度毎に総会の議決を経て定める。

- 2 本会の収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその財産目録とともに監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。
- 3 会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。
- 4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第31条 特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

- 2 特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

(会計年度)

第32条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

- 2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつ他の公益法人またはこれに準じる団体に寄付する。

第10章 雑 則

(委 任)

この規則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

附 則

- 1 この規約は、平成元年10月25日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は第12条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず平成2年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条第1項、第2項第1号及び第3項第2号ならびに第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成2年3月31日までとする。

附則(平成13年6月15日)

- 1 第5章会議の次に、第6章女性部会及び青年部会を置き、第6章ないし第9章を、第7章ないし第10章に順次繰り下げる。
- 2 規約第25条の次に第6章第25条2を定める。
- 3 この改正規約は平成13年6月15日より施行する。

附則(平成22年6月14日)

- 1 第4章 名誉会長・顧問等の第17条第1項、及び第2項に「特別顧問」を定める。
- 2 この改正規約は平成22年6月14日より施行する。

附則（令和3年6月10日）

- 1 第5条に第2項を定める。
- 2 第11条第1項(2)号「（地域の代表8名以内を含む）」を加える。
- 3 第11条第1項(4)号と(5)号を入れ替える。(4)の「60名以上」を削除し、(5)号に「（地域の代表8名以内を含む）」を加える。(7)号を削除する。
- 4 第11条に第2項を定める。
- 5 第12条及び第16条の表題の「役員の」を削除する。
- 6 第12条第1項～第3項を改める。第5項を削除する。
- 7 第13条第4項、5項及び7項を改める。第4項と第5項を入れ替え、第6項を削除し、第7項を繰り上げる。
- 8 第14条第2項を改め、第3項を削除する。
- 9 第15条第2項を削除する。
- 10 第16条第1項を改め、第2項を削除する。
- 11 第18条第1項の「評議会」を削除する。
- 12 第19条第1項に「会長、副会長」を加え、第2項を削除し、第3項及び第4項をそれぞれ繰り上げる。
- 13 第20条第1項、第3項及び第4項を改める。第2項を削除し、第3項及び第4項をそれぞれ繰り上げる。
- 14 第21条第3項及び第22条第1項の「評議会」を削除する。
- 15 第23条第2項を改める。
- 16 第25条1項（2）号の「評議員」を削除する。
- 17 第25条の2第3項を削除し、第4項を繰り上げる。
- 18 この改正規約は令和3年6月10日より施行する。

別表（第5条2項：正会員の地域区分）

協会名	地域	協会名	地域
北海道自衛隊協力会連合会	北海道	滋賀県防衛協会	近畿
青森県防衛協会	東北	京都府防衛協会	
自衛隊協力会岩手県連合会		大阪防衛協会	
秋田県防衛協会		兵庫県防衛協会	
宮城県防衛協会		奈良県防衛協会	
山形県防衛協会		和歌山県防衛協会	
福島県自衛隊協力会連合会		鳥取県防衛協会	中国
新潟県自衛隊協力会	東部	島根県防衛協会	
栃木県防衛協会		岡山県防衛協会	
茨城県防衛協会		広島県防衛協会	
群馬県防衛協会		山口県防衛協会	
長野県防衛協会		香川県防衛協会	四国
埼玉県防衛協会		徳島県防衛協会	
千葉県自衛隊協力会連合会		愛媛県防衛協会	
東京都防衛協会		高知県防衛協会	
神奈川県防衛協会		福岡県自衛隊協力会連絡協議会	九州・沖縄
山梨県自衛隊協力会連合会	中部	佐賀県防衛協会	
静岡県防衛協会		長崎県防衛協会	
富山県自衛協会		大分県防衛協会	
石川県防衛協会		熊本県防衛協会	
福井県防衛協会		宮崎県防衛協会	
岐阜県防衛協会		鹿児島県防衛協会	
中部自衛隊協力会		沖縄県防衛協会	
三重県防衛協会連合会			

過去の規約

支 出 伝 票 (年 間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	9/
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度会費 支払先：公益社団法人 松山法人会		
金 額	3,600 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 6月 27日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

[illegible]

会 費 納 入 通 知 書

令和5年度会費

スワートコア ID : 

スワートコア PW : WtkRcup4

金額 ¥3,600

を次により振替させていただきます。

※自動振替

- 金融機関 
- 支店等
- 口座番号
- 口座名義 ぶらぐろり
- 振替日 2023/06/27

所在地・事業所名
〒790-0943 松山市古川南3-26-30 向田 将央 様 

※納入方法は

自動振替 となります。

公益社団法人
松山法人会

TEL933-5596 

※この通知書は、融資制度『コラボレーション』及び『インターネットバンキング特別割引制度』のお申し込みの際に金融機関が確認する当該年度の法人会
会員証として使用できます。
※『法人会・税理士会コラボレーション』以外の融資制度では使用できません。



法人会とは

情報公開

入会のご案内

法人会のメリット

よくある質問

活動誌

青年部会

女性部会

リンク

法人会とは

法人会とは

60年を超える歴史を有し、75万社が加入する団体です！ 昭和22年(1947年)4月に法人税もそれまでの賦課課税制度から申告納税制度に移行しました。しかし、当時の社会経済状態からも、経営者が難解な税法を理解して、自主申告できるか危惧されました。このため、申告納税制度の定着には納税者自身が団体を結成し、帳簿の整備、税知識の普及などを図る必要性が生じ、企業の間から自発的に法人会が誕生しました。法人会は公平で健全な税制実現のため、会員企業の声を立法府等にアピールするとともに、税の啓発・税教育を積極的に進めています。

新しい「公益法人」としての法人会！

法人会は長きにわたり、国の根幹とも言える「税」の分野を中心に活動してきました。新公益法人制度下においてもその歴史を継承し、国家・社会に貢献する組織であり続けたい。この思いをもって、全国各地の法人会においても、統一かつ地域に密着した活動を展開しています。その動きの中で、新しい「公益法人」としての法人会が各地に誕生しており、全国法人会総連合(略称:全法連)でも、平成23年4月に公益認定を得て「公益法人」として再スタートしました。

経営に差がつく！税の知識が身につく！人脈がひろがる！

刻々と変化する社会情勢下、企業の存続・発展を図るには、正しい知識と情報が必要です。法人会では各研修会、会報やセミナーなどを通じて、企業経営に求められる知識や情報を提供しています。とくに、企業の健全経営を支える税の知識は、税務署や税理士とも協力しながら、研修会・説明会等を実施しています。これらの研修会をはじめ各事業に参加することで、法人会に加入する様々な業種の経営者と知り合い、その交流を通じてお互いの経営感覚を磨き、自らの視野を広げます。

全国440の単位法人会が地域に密着した活動を展開！

法人会は、単位法人会(単位会)、県連合会(県連)、全国法人会総連合(全法連)の重層構造により、活動の統一性と充実を図っています。

税に関する活動

税制改正要望・・・

中小企業の為の「税に関する提言」を国・地方自治体に行っています。

租税教室・・・

次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、各地の法人会では様々なイベントを行うほか、法人会役員が小学校を訪問して「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。

特に青年部会の主催する租税教室は、小学生に税金の大切さを伝え、様々な業種の方々が働くことの夢を語ったり、就職を控えた学生向けに、これから納めることになる税金とその用途を伝え、経営者と年齢に近い

法人会とは

組織図



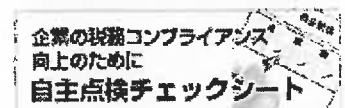
法人会の税制提言



法人会アンケート調査システム



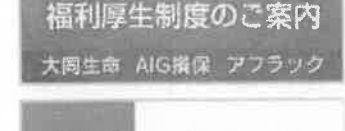
法人会「リレーニュース」



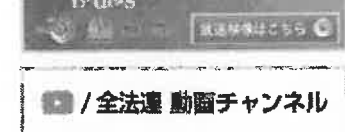
企業の税務コンプライアンス向上のために自主点検チェックシート



事業承継税制特例措置のポイント

40in Business Guard
ビジネスガード40周年記念サイトはこちら福利厚生制度のご案内
大同生命 AIG損保 アフラック

紹介映像はこちら

賢者の選択
ビジネス書籍で紹介されました
関連映像はこちら

/全法連 動画チャンネル

社会人との交流を行うなどして、多彩な活動をしています。

「国と特に密接な関係がある」特例民法法人への該当性について

平成21年1月30日

社団法人松山法人会

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「改正国公法」という。）第106条の24第1項第4号及び改正法附則第12条並びに独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「改正独法通則法」という。）第54条の2第1項において準用する改正国公法第106条の24第1項第4号及び改正法附則第10条において準用する改正法附則第12条、職員の退職管理に関する政令（平成20年政令第389号。以下「退職管理政令」という。）第32条及び附則第4条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成20年政令第390号。以下「役員政令」という。）第18条及び附則第3条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第83号）第9条及び附則第3条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成20年内閣府令第84号）第8条及び附則第3条の諸規定（以下「密接関係法令」という。）に関し、「国と特に密接な関係がある」特例民法法人に該当しないので、その旨公表いたします。

個人情報取り扱いに関する方針

（社）松山法人会は…

- ①個人情報の保護に関する法令等を遵守します
- ②必要な個人情報は適正な手段で入手します
- ③個人情報の利用目的を通知または公表します
- ④個人情報を目的外に利用しません
- ⑤個人情報を本人の同意を得ることなく第三者に提供しません
- ⑥個人情報の正確性を保ち安全に管理します
- ⑦個人情報の開示請求等に適正に対応します
- ⑧個人情報にかかる苦情処理に適切に取り組みます

個人情報の取り扱いについて

松山法人会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、機関誌等の送付、有料図書の斡旋、並びに福利厚生員からの福利厚生制度等のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ございません。

また、会員名簿を発行することがございます。同意いただけない場合は、下記窓口までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡がない場合は同意いただいたものと認めます。

お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

（社）松山法人会 個人情報取り扱い係

松山市大手町2-5-7 商工会館2F

TEL089-941-7711 FAX089-947-4251

年賀状などの廃止について

甚だ勝手なことではございますが、当会では全ての関係機関・会員様への年賀状等を控えさせていただくことになりました。何卒ご理解を賜りたく、ここにお知らせ申し上げます。

今後も、みなさまの益々のご発展をお祈り申し上げますとともに、変わらぬおつきあいのほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

//



国税庁からの
お知らせ



公益社団法人 松山法人会

790-0067 松山市大手町2丁目5番地7

愛媛県中小企業指導センター内

☎ お電話でお問い合わせの方

089-933-5596

✉ メールでお問い合わせの方

☐ お問い合わせ

エ ページトップに戻る

支 出 伝 票 (年 間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	72
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度会費 支払先：尖閣諸島を守る愛媛の会		
金 額	2,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 9月 1日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

向田 将史 様

金額 ￥ 2,000 円

但 年会費として

令和5年 9 月 / 日

上記正に領収いたしました。

米開諸島を守る愛媛の

会計 堀川 亮子

伊予市上三谷甲1884

令和5年7月吉日

各位

尖閣諸島を守る愛媛の会
 会長 土井田 学
 松山市内宮町甲63-5

入会のご案内

=====

拝啓 梅雨の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます

さて、尖閣諸島を守る愛媛の会を立ち上げ、2年が経過いたしました。引き続き、仲間均・石垣市議会議員が代表世話人をつとめられる尖閣諸島を守る会（便宜上、本部とします）を地方から支援していきたく存じます。

仲間代表は、本部活動方針として、①諸外国の不当な領有権主張や領海侵犯などの挑発行為に対し毅然たる措置を講ずるよう政府への要請活動を展開する。②尖閣諸島を守るため海上保安庁や海上自衛隊の巡視パトロールの強化を実現するための要請活動を展開する。③尖閣諸島の行政視察や民間ツアー等を行う。④国内外に対する広報活動を強化する、を掲げておられます。

愛媛の会では、県内で尖閣諸島をはじめとする領土問題について広く啓蒙・啓発するための街頭活動（月1回第4土曜日基準）や学習会を行っております。仲間均氏を、招いた講演会も毎年実施しており、本年は南予地区を予定しております。また、有志による石垣駐屯地研修なども計画しております。

年会費は、1口2000円以上とし、5口以上の会員の方には、本部から素晴らしいバッジが送られてまいります。年会費振込先は以下の通りでございます。

○		普通口座		尖閣諸島を守る愛媛の会
○		普通口座		— 同上 —

先祖から受け継いだかけがえのない領土を子孫に渡す。日本人の気概を示そうではありませんか。

皆様のご入会をお待ち申し上げます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

同封：入会申込書

支 出 伝 票 (年 間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	93
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動 会議費 資料作成費 資料購入費 費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度愛媛拉致議連・市町議会議員会費 支払先：愛媛拉致議連		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 9月 12日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金 1, 200円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和5年9月12日

松山市議会議員
向 田 将 央 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)
会 長 三 宅 浩 正

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	77
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年会費 支払先：古川町史談会		
金 額	2,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 9月 26日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証		白田 将夫 様		No. _____
金 額			¥2000	
内 訳	但 年会費として			
現 金	5年 9月 26日 上記正に領収いたしました			
小 切 手				
手 形				
消費税額等(%)				
		古川町史談会 代表者 堀内一平		
		収入印紙		

GR1614

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和6年 3月 31日	整理番号	75
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度会費 支払先：松山間税会		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 11月 13日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

納入通知書兼領収書

納 入 者
〒790-0943
松山市古川南 3-26-30
388
向田 将央 様

松 山 間 税 会 3 0 0 0 円

内 5 年度会費 令和 受入

備考

納印



会費についてお願い

謹啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の運営につきましては格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年度会費をお払込み頂きたく存じますので、最寄の伊予銀行本店、支店へお払込み方についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

松 山 間 税 会



この領収書は本会の領収書に相当します。再発行致しません

入会ご案内

会員の資格

- 消費税納税者ならびに本会の趣旨に賛同していただける方は会員となります。法人・個人は問いません！
- 会員は、本会事業を通じて便宜を受けることができます。
- 会員は、各税務署単位間税会の総会の決議で定められた会費を納入していただきます。

会費について

1年間 **3,000円**

- 入会金は不要です。
- 全額必要経費となります。
- 当会の会計期間は8月1日～7月31日です。

間税会申込書
ダウンロード (PDF)

※記入のうえ、事務局までお渡しください

お問い合わせ

松山間税会事務局

〒790-0067

愛媛県松山市大手町2-5-7

松山商工会館 2階

愛媛中小企業指導センター内

TEL : 089-941-7711 / FAX : 089-947-4251

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	96
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分 支払先：松山市議会観光振興議員連盟		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 12月 5日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和5年 12月 5日	
向 田 将 央 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000円 也	
但し、令和5年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟	
会 長 渡部 克彦	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員の任期)

第 7 条 役員は、任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員の任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 前年度の事業報告及び決算
- (2) 毎年度の事業計画及び予算
- (3) 規約の改正
- (4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項
- (5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付 則

この規約は、議決の日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

支 出 伝 票 （ 年 間 ）

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	97
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度会費 支払先：日本会議		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年 1月 10日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

振込受領書
(コンビニエンスストア等支払用)

振込人氏名
松山市議会議員

向田 将央 様

お客様番号 No. XXXXXXXXXX

12 月

お支払金額
10000円

お支払場所
郵便振替代行センター

受取人
日 本 会 議 係

受領印
収入印紙
(31791)
24.1.10
印

(おまけ)

印
 押
 せ
 ず
 印
 行
 又
 は
 郵
 便
 局
 で
 お
 支
 払
 い
 の
 場
 合
 は
 左
 側
 の
 2
 枚
 だ
 け
 を
 お
 出
 し
 下
 さ
 い

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の最終日となります。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

- ・ [サイトマップ](#)
- ・ [入会案内](#)
- ・ [お問合せ](#)

- ・ [上](#)
- ・ [中](#)
- ・ [下](#)

検索

- ・ [ホーム](#)
- ・ [日本会議とは](#)
- ・ [国民運動](#)
- ・ [オピニオン](#)
- ・ [入会案内](#)
- ・ [皆様の声](#)
- ・ [寄付案内](#)



日本会議とは

私たちは、美しい日本の再建と誇りある国づくりのために、
政策提言と国民運動を推進する民間団体です。

私達「日本会議」は、前身団体である「日本を守る国民会議」と「日本を守る会」とが統合し、平成9年5月30日に設立された全国に草の根ネットワークをもつ国民運動団体です。

私達の国民運動は、これまでに、明治・大正・昭和の元号法制化の実現、昭和天皇御在位60年や今上陛下の御即位などの皇室のご慶事をお祝いの奉祝運動、教育の正常化や歴史教科書の編纂事業、終戦50年に際しての戦没者追悼行事やアジア共生の祭典の開催、自衛隊PKO活動への支援、伝統に基づく国家理念を提唱した新憲法の提唱など、30有余年にわたり正しい日本の進路を求めて力強い国民運動を全国において展開してきました。

今日、日本は、混乱する政治、荒廃する教育、欠落する危機管理など多くの問題を抱え、前途多難な時を迎えています。私達「日本会議」は、美しい日本を守り伝えるため、「誇りある国づくり」を合言葉に、提言し行動します。

また、私達の新しい国民運動に呼応して、国会においては超党派による「日本会議国会議員懇談会」が設立されています。私達は、美しい日本の再建をめざし、国会議員の皆さんとともに全国津々浦々で草の根国民運動を展開します。皆様のご声援をよろしくお願いします。

綱領

一、我々は、悠久の歴史に育まれた伝統と文化を継承し、
健全なる国民精神の興隆を期す

一、我々は、国の栄光と自主独立を保持し、
国民各自がその所得る豊かで秩序ある社会の建設をめざす

一、我々は、人と自然の調和をはかり、
相互の文化を尊重する共生共栄の世界の実現に寄与する

設立宣言

我が国は、古より多様な価値の共存を認め、自然との共生のうちに、伝統を尊重しながら海外文明を摂取し同化させて鋭意国づくりに努めてきた。明治維新に始まるアジアで最初の近代国家の建設は、この国風の輝かしい精華であった。

また、有史以来未曾有の敗戦に際会するも、天皇を国民統合の中心と仰ぐ国柄はいさかも揺らぐことなく、焦土と虚脱感の中から立ち上がった国民の営々たる努力によって、経済大国といわれるまでに発展した。

しかしながら、その麗くべき経済的繁栄の陰で、かつて先人が培い伝えてきた伝統文化は軽んじられ、光輝ある歴史は忘れ去られまた汚辱され、国を守り社会公共に尽くす気概は失われ、ひたすら己の保身と愉快だけを求める風潮が社会に蔓延し、今や国家の瓦解へと向いつつある。

加うるに、冷戦構造の崩壊によってマルクシズムの誤謬は余すところなく暴露されたが、その一方で、世界は各国が露骨に国益を追求し合う新たな混沌の時代に突入している。にもかかわらず、今日の日本には、この激動の国際社会を生き抜くための確固とした理念や国家目標もない。このまま無為にして過ごせば、亡国の危機が間近に忍び寄ってくるのは避けがたい。

我々は、かかる時代に生きる日本人としての厳しい自覚に立って、国の発展と世界の共栄に貢献しうる活力ある国づくり、人づくりを推進するために本会を設立する。ここに二十有余年の活動の成果を継承し、有志同胞の情熱と力を結集して広汎な国民運動に邁進することを宣言する。

平成9年5月30日 日本会議設立大会

設立趣意書

我々「日本を守る会」と「日本を守る国民会議」は、設立以来20有余年にわたり、戦後失われようとしている健全な国民精神を恢弘し、うるわしい歴史と伝統にもとづく国づくりのため相提携して広汎な国民運動を展開してきた。

なかでも、全国の有志とともに運動を展開した元号法制化実現をはじめ、御在位60年や御即位などの皇室敬慕の奉祝運動、歴史教科書の編纂事業や終戦50年に際しての戦没者への追悼事業や昭和史検証事業、さらには、伝統に基づく国家理念を構想した新憲法制定の提唱など、これらは戦後日本の再建を願ってきた 我々が国民運動の結晶である。

しかしながら、戦後50年を経た現在、国の内外を巡る諸情勢はますます厳しさを増すばかりである。外にあっては、冷戦の終結後、世界には多くの地域紛争・民族紛争が勃発し、日本を取り巻く東アジアの諸情勢もますます緊迫している。南北の経済格差は増大し、地球環境の悪化は人類の生存にかかわる重大事となっている。今や我が国は、世界からこれらの解決にむけて責任ある国際貢献を強く求められているのである。

ところが内にあっては、独立国家としての国民の気概は薄れ、国益をかえりみない党利党略の政治は、いっそう国民の政治不信を募らせている。一方、東京裁判史観の蔓延は、諸外国への卑屈な謝罪外交を招き、次代を担う青少年の国への誇りと自信を喪失させている。世界有数の経済大国を誇った我が国も、かつての 崇高な倫理感が崩壊し、家族や教育の解体などの深刻な社会問題が生じ、国のあらゆる分野で衰退現象が現出しているのである。

かかる現状にかんがみ、我々の国民運動も、新たな時代を迎えて大きく飛躍すべき秋を迎えている。すなわち、ますます深刻化する我が国の危機的状況を打開し、新世紀に生きる国家・国民の将来を展望する、新たな国づくり、人づくりをめざした広汎な国民運動の形成である。そのために我々は、いっそう国政や国民 思潮を動かすに足る組織力を強化し、国家基本問題に果敢に取り組む時局対応能力を向上させ、さらに我が国の良き伝統・文化を次代を担う青少年に伝える啓蒙 運動を強化することが求められているのである。

ここに、我々日本を守る会と日本を守る国民会議は、従来の国民運動の理念と成果を受け継ぎ、両組織を発展的に統合し、新たな時代に対応する国民運動を全国において展開せんとするものである。

願わくは、全国の心ある人々が我々の趣旨に賛同され、明日の祖国日本のためにともに献身されんことを。

平成9年5月30日

国民運動へ
皆様のご寄付を

天皇陛下御即位
奉祝委員会

美しい日本の憲法を
つくる国民の会

- ・ [日本会議とは](#)
- ・ [設立機軸](#)
- ・ [日本会議がめざすもの](#)
- ・ [日本会議の活動方針](#)
- ・ [会長挨拶](#)
- ・ [役員名簿](#)
- ・ [全国ネットワーク](#)
- ・ [設立5周年大会](#)
- ・ [設立10周年大会](#)
- ・ [設立20周年大会](#)

会員ログイン

ホームページ以外から入会された方で初回登録がお済みでない方は、以下の[初めてログインする方]内の該当する会員Noより初回登録を行ってください。

会員番号

パスワード

☐ ログイン情報を保存

[ログイン](#)

初めてログインする方

- ・[会員No1～59999](#)
 - ・[会員No70000～71075](#)
 - ・[会員No71076以降](#)
- ※60000～69999の方は本登録不要

新規入会希望の方

- ・[入会申し込み](#)

既存会員の方

- ・[パスワードをお忘れの方](#)
- ・[お支払い方法の変更\(更新\)](#)
- ・[会員種別の変更\(更新\)](#)
- ・[クレジットカード自動決済停止](#)

トピックス

- ・ [日本会議国会議員懇談会](#)
- ・ [日本会議地方議員連盟](#)
- ・ [日本女性の会](#)

月刊 日本の息吹



月刊「日本の息吹」は、「日本会議」が発行する機関誌です。誇りある国づくりをめざすオピニオン誌として、新しい視点で明日の日本の進路と、日本再発見を提言します。

[> 月刊 日本の息吹](#)

新刊紹介



不朽の人 吉田松陰と安倍晋三
著者: 松浦光修
税込1320円(本体1200円)

- ・ [HOME](#)
- ・ [日本会議とは](#)
- ・ [国民運動](#)
- ・ [オピニオン](#)
- ・ [入会案内](#)
- ・ [皆様の声](#)
- ・ [出版案内](#)
- ・ [お問合せ](#)

[このページの先頭へ](#)

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-10-1-601

TEL03-3476-5611 FAX03-3476-5612

[個人情報保護方針](#) [このサイトについて](#)

ホームページの無断転載はお断りします。

写真提供：高画質壁紙写真集無料壁紙 <http://k-kabegami.com/>

Copyright © Japan Conference. All rights Reserved.

- ・ [サイトマップ](#)
- ・ [入会案内](#)
- ・ [お問合せ](#)

- ・ 小
- ・ 中
- ・ 大

検索

- ・ [ホーム](#)
- ・ [日本会議とは](#)
- ・ [国民運動](#)
- ・ [オピニオン](#)
- ・ [入会案内](#)
- ・ [皆様の声](#)
- ・ [寄付案内](#)

入会案内

入会のご案内

STEP 1

入会申し込み

STEP 2

お支払金額の確認

STEP 3

会員情報入力

STEP 4

会員情報確認

STEP 5

お支払い手続き

誇りある国づくりへ あなたの力を!!

誇りある国づくりのため、あなたも是非「日本会議」にご入会ください。

ご入会いただくと、機関誌・月刊「日本の息吹」のご送付をはじめ、各種特典があります。

[> 入会された方々の声](#)

日本会議会員制度のご案内

私ども日本会議は、元気で誇りある国づくりを目指して、超党派の国会議員懇談会のみなさんとともに、全国で国民運動を推進しています。

北は北海道から南は沖縄に至る都道府県に本部を持ち、10万人ネットワークづくりをめざしています。どうかこの機会に、私どもの国民運動にぜひご参加ください。※ご入会いただくと、機関誌・月刊「日本の息吹」のご送付をはじめ、各種特典などがあります。

会員種別と特典

	正会員	維持会員	篤志会員	議員会員	女性会員	支援会員
年 額	1万円	3万円	10万円	1万円	5000円	3800円
メリット1 機関誌『日本の息吹』毎月送付	○	○	○	○	○	○
メリット2 会員証発行						-
メリット3 会員バッジ贈呈						-
メリット4 書籍/DVD/カレンダー贈呈	-	○	○	-	-	-
メリット5 メールマガジン	○	○	○	○	○	-

※

会員番号およびパスワードを利用して、会員限定ページにアクセス可能です。

※

“支援会員”の方は、会員限定ページにアクセスできない為、パスワードは発行されません。

会員期限



※

原則会員期限は入会日より1年間です。

※

カード決済による入会の場合、申し込み日＝入会日となります。

※

カード決済による入会の場合、次年度以降は自動更新となりますので、退会希望の方は専用の退会フォームにて退会申し込みを行ってください。

※

カード決済以外による入会の場合、入金確認日＝入会日となります。

入会手続きに進む

国民運動へ
皆様のご寄付を

天皇陛下御即位
奉祝委員会

美しい日本の憲法を
つくる国民の会

トピックス

日本会議国会議員懇談会

日本会議地方議員連盟

日本女性の会

月刊 日本の息吹



月刊「日本の息吹」は、「日本会議」が発行する機関誌です。誇りある国づくりをめざすオピニオン誌として、新しい視点で明日の日本の進路と、日本再発見を提言します。

＞ 月刊 日本の息吹

新刊紹介



不朽の人 吉田松陰と安倍晋三
著者: 松浦光修
税込1320円(本体1200円)

・ | [HOME](#)

- | [日本会議とは](#)
- | [国民運動](#)
- | [オピニオン](#)
- | [入会案内](#)
- | [皆様の声](#)
- | [出版案内](#)
- | [お問合せ](#) |

 [このページの先頭へ](#)

〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-10-1-601

TEL03-3476-5611 FAX03-3476-5612

[個人情報保護方針](#) [このサイトについて](#)

ホームページの無断転載はお断りします。

写真提供：高画質壁紙写真集無料壁紙 <http://k-kabegami.com/>

Copyright © Japan Conference, All rights Reserved.

支 出 伝 票 (年 間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	98
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費 支払先：特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構		
金 額	1,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和6年 1月 31日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

令和 6年 1月 31日

向田 将央 様

年会費 (1口 1,000 円)

但し、令和5年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費
として

上記正に領収しました。

令和5年度の会費をいただき、誠にありがとうございます。
今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

〒791-8067

愛媛県松山市古三津六丁目6-42 Iビル102号

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構

会 長 大塚 岩男

TEL 089-995-8491

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	99
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和5年度会費 支払先：松山市明るい社会づくり推進協議会		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特記事項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和6年 3月 10日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証

向 田 将 央 様 No. _____

※ 令和5年度会費とに
令和6年 3月 10日 上記正に領収いたしました

〒790-8011
松山市吉藤3丁目10-30
松山市明るい社会づくり
推進協議会
TEL (089) 924-8100

収 入
印 紙
コクヨ ウケ-1097

内 訳
 税抜金額
 消費税額等(%)

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

支出伝票 (年間)

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	100	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	倫理法人会費(年間)R5-4~R6-3月 支払先：一般社団法人 倫理法人会 愛媛県松山北倫理法人会 松山市			
金 額	120,000 円		年間の支出金額の合計を記入してください。	
特記事項				
利用月	支払月日	按分前の金額	按分率	支出金額
4月分	4月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円
5月分	5月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円
6月分	6月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円
7月分	7月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円
8月分	8月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円
9月分	9月 25日	10,000 円	100 %	10,000 円
10月分	10月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円
11月分	11月 24日	10,000 円	100 %	10,000 円
12月分	12月 25日	10,000 円	100 %	10,000 円
1月分	1月 23日	10,000 円	100 %	10,000 円
2月分	2月 26日	10,000 円	100 %	10,000 円
3月分	3月 26日	10,000 円	100 %	10,000 円

(注)継続的な利用形態で毎月支払いをしているものに使用してください。

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

2023年04月01日 No 000191

向田 将央 殿

(00424011)

¥10,000

2023年04月分 法人会費 (2023年04月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023. 4. 24 日

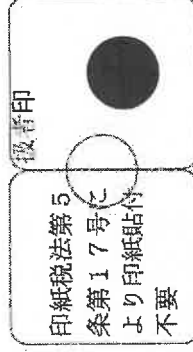
一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-3234-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021



領 収 書

向田 将央 殿

(00424011)

¥10,000

2023年05月分 法人会費 (2023年05月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年05月01日 No 000190

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-3284-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山市 倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

印紙税法第5

条第17号に

より印紙貼付

不要

収者印

2023. 5. 23
年 月 日

領 収 書

2023年06月01日 No 000199

向田 将央 殿

(00424011)

¥10,000

2023年06月分 法人会費 (2023年06月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年6月23日

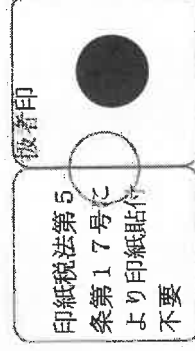
一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-4 TEL: 03-3264-2243
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021



領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2023年07月分 法人会費 (2023年07月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年07月01日 No. 000205

一般社団法人 倫理研究所

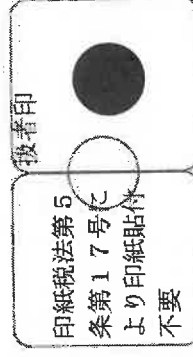
〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-5 TEL: 03-3284-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

(00424011)

愛媛県松山市北郷理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021



2023. 7. 24
年 月 日

領 収 書

2023年08月01日 No 000216

向田 将央 殿

(00424011)

¥10,000

2023年08月分 法人会費 (2023年08月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年 8月23日

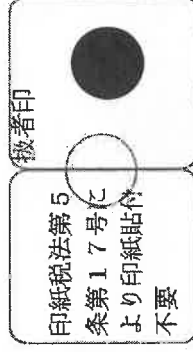
一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山市桂浜八云

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021



領 収 書

向田 将央 殿

¥10,000

2023年09月分 法人会費 (2023年09月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023年09月01日 No 000213

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-4 TEL: 03-3586-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

(00424011)

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021



2023. 9. 25
年 月 日

領 収 書

2023年10月01日 No 000195

向田 将央 殿

(00424011)

¥10,000

2023年10月分 法人会費 (2023年10月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023.10.23
年 月 日

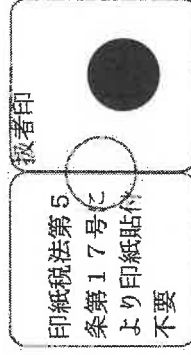
一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区和泉井町4-1 TEL 03-9354-2251
ホームページ http://www.rinri-jpn.or.jp

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021



領 収 書

2023年11月01日 No 000197

向田 将央 殿

(00424011)

¥10,000

2023年11月分 法人会費 (2023年11月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2023.11.24 日
年 月

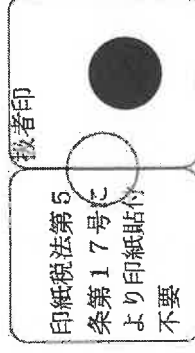
一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1-10 TEL 03-5284-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021



領 収 書

2023年12月01日 No 000195

向田 将央 殿

(00424011)

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2023年12月分 法人会費 (2023年12月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

年 月 日



領 収 書

2024年01月01日 No 000196

向田 将央 殿

(00424011)

¥10,000

2024年01月分 法人会費 (2024年01月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

2024年 1月 23日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-6 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021



領 収 書

2024年02月01日 No 000194

向田 将央 殿

(00424011)

一般社団法人倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-4 TEL 03-3264-2251
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北備理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021

¥10,000

2024年02月分 法人会費 (2024年02月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

印紙税法第5

条第17号に

より印紙貼付

不要

役者印

年 月 日

領 収 書

2024年03月01日 No 000201

向田 将央 殿

(00424011)

¥10,000

2024年03月分 法人会費 (2024年03月 現在 1口加入)

(注) 消費税の対象外のため仕入税額控除はできません。

上記の通り領収いたしました。

令和6年3月26日

一般社団法人 倫理研究所

〒102-8561 東京都千代田区紀尾井町4-1 TEL 03-3284-2211
ホームページ <http://www.rinri-jpn.or.jp>

愛媛県松山北倫理法人会

TEL : 089-987-7020

FAX : 089-987-7021





愛媛県倫理法人会

お問い合わせセンター 089-987-7025

☎089-987-7025

MAP

[HOME TOP](#) > 倫理法人会とは？

倫理法人会とは

組織図

県内単会のご紹介

月間行事

モーニングセミナーとは

活力朝礼とは

入会の流れ

お問い合わせ

心にプラスワン

職場の教養プレゼント

活動報告とお知らせ
Topics愛媛県内各単会の
セミナーがわかる！

今月の

ひのりんねっと
田舎暮らしの魅力を
発信する

愛媛県倫理法人会の広報紙

石鎚 第4回
バックナンバーもご覧いただけます。

一般社団法人 倫理研究所

倫理法人会とは？

倫理法人会は、一般社団法人倫理研究所の法人会員によって組織された会です。

「企業に倫理を、職場に心を、家庭に愛を」をスローガンに、まずトップ自らが純粋倫理を学び、自己革新を図り、社員や社風を変え、健全な繁栄を目指しています。（昭和55年創設）

一般社団法人 倫理研究所のホームページはコチラから



倫理研究所は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律のもとで認可された民間の社会教育団体です。

倫理法人会は、心の経営を目指す人々のネットワークを拡げ、各種活動を通して地域社会に寄与することを目的に、47都道府県、各市・区単位に設立されています。

万人幸福の葉 17ヶ条

倫理研究所を創設した丸山敏雄先生が、純粋倫理という生活法則のエッセンスを凝縮して、わかりやすい標語にまとめた「万人幸福の葉17カ条」をもとに倫理を学んでいます。

- 1 今日是最良の一日、今は無二の好機
- 2 苦難は幸福の門
- 3 運命は自らまねき、境遇は自ら造る
- 4 人は鏡、万象はわが師
- 5 夫婦は一对の反射鏡
- 6 子は親の心を実演する名優である
- 7 肉体は精神の象徴、病気は生活の赤信号
- 8 明朗は健康の父、愛和は幸福の母
- 9 約束を違えれば、己の幸を捨て他人の福を奪う
- 10 働きは最上の喜び
- 11 物はこれを生かす人に集まる
- 12 得るは捨つるにあり
- 13 本を忘れず、末を乱さず
- 14 希望は心の太陽である
- 15 信ずれば成り、憂えれば崩れる
- 16 己を尊び人に及ぼす
- 17 人生は神の演劇、その主役は己自身である

7Acts ～セブンアクト～

- 1 あいさつが示す人がら、躊躇せず先手で明るくハッキリと。
- 2 返事は好意のパロメーター、打てば響く「ハイ」の一言。
- 3 気づいたことは即行即止、間髪いれずに実行を。
- 4 先手は勝つ手5分前、心を整え完全燃焼。
- 5 背筋を伸ばしてあごをひく、姿勢は気力の第一歩。
- 6 友情はルールを守る心から、連帯感を育てよう。
- 7 物の整理は心の整理、感謝をこめて後始末。

主な活動

経営者モーニングセミナー

全国約670カ所の倫理法人会で毎週1回、早朝6時または6時30分から開催されている、経営者を対象としたセミナーです。

企業トップが自らの生き方や会社のあり方を考えるために学んでいます。朝型の生活習慣を体得するとともに、会員同士の交流・情報交換の場として、倫理法人会の活動の柱となっています。時には地元の名士を講師に招き、その道のエキスパートならではのお話を聴くこともできます。倫理法人会員数は約6万2千社（平成26年8月現在）

県内準会のご紹介

経営者の集い

事業体験報告を主とした倫理経営についての学びを深めるための勉強会。年に数回開催。

倫理経営講演会

毎年1月から6月にかけて、全国同一テーマで開催します。

平成27年度は「ここに活路あり―大転換期をいかに乗りきるか―」をテーマに全国約670カ所で開催。倫理法人会の講師による講演と、会員による事業体験報告（その他、朝礼実演等）という内容で構成されています。

職場朝礼の推進

企業の活性化は朝のスタートにあり。倫理法人会では職場活性化の中心を「活力朝礼」に置いています。活力朝礼の特徴は、倫理研究所発行の『職場の教養』を使っていることやあいさつなどの基本ルールを重視していることです。実際の企業朝礼の現場で実地指導も行ないます。

活力朝礼とは

愛媛県倫理法人会

■ 事業部/〒790-0878 愛媛県松山市南町1-10-1 山内ビル2F TEL 089-487-7025 FAX 089-487-7026

令和5年度 科目別集計表

科 目 名				
広報費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
12/31	ホームページ費用JPTメインサービス利用料(4月～12月)	6,221 円	100%	101
12/31	レンタルサーバスタンダード サービス利用料(4月～12月)	3,930 円	100%	102
3/31	ホームページ費用JPTメインサービス利用料(1月～3月)	1,131 円	100%	103
3/31	レンタルサーバスタンダード サービス利用料(1月～3月)	1,446 円	100%	104
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		12,728 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年 12月 31日	整理番号	101																																				
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費																																				
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ費用 JP ドメインサービス利用料 (1年更新) 支払先: さくらインターネット株式会社 R5-4~12月分																																						
金 額	6,221 円	按分率	100 %																																				
特 記 事 項	振込票原本はR4度綴り (R4度計上額 8,294 円 $\times$ 3/12 $\div$ 2,073 円) 8,294 円 - 2,073 円 = 6,221 円																																						
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 1月 6日																																				
☆スペースが足りない場合は 別紙で添付してください。																																							
ひめぎん カードサービスご利用控 毎度ご利用いただきありがとうございます。 ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。 内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。																																							
<table border="1"><tr><td>お取引年月日</td><td>時 刻</td><td>お取引区分</td></tr><tr><td>05-01-06</td><td>10.07</td><td>振込</td></tr><tr><td>お取引銀行</td><td>お取引店番</td><td>お取引口座番号</td></tr><tr><td colspan="3"> </td></tr><tr><td>科 目</td><td>振込手数料</td><td>お取引金額</td></tr><tr><td>普通</td><td>¥385</td><td>¥8,679</td></tr><tr><td>ガ 切</td><td>お 振 込 金 額</td><td>利 用 手 数 料</td></tr><tr><td>***</td><td>***</td><td>*****</td></tr><tr><td>取扱店</td><td>機番</td><td>お 取 引 後 残 高</td></tr><tr><td>17 U</td><td> </td><td> </td></tr><tr><td colspan="3"> </td></tr><tr><td colspan="3">ラッウ サクラインターネット (カ サマアテ ムコウタ マサヒロ サマ 090-7574-7356</td></tr></table>				お取引年月日	時 刻	お取引区分	05-01-06	10.07	振込	お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号				科 目	振込手数料	お取引金額	普通	¥385	¥8,679	ガ 切	お 振 込 金 額	利 用 手 数 料	***	***	*****	取扱店	機番	お 取 引 後 残 高	17 U						ラッウ サクラインターネット (カ サマアテ ムコウタ マサヒロ サマ 090-7574-7356		
お取引年月日	時 刻	お取引区分																																					
05-01-06	10.07	振込																																					
お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号																																					
科 目	振込手数料	お取引金額																																					
普通	¥385	¥8,679																																					
ガ 切	お 振 込 金 額	利 用 手 数 料																																					
***	***	*****																																					
取扱店	機番	お 取 引 後 残 高																																					
17 U																																							
ラッウ サクラインターネット (カ サマアテ ムコウタ マサヒロ サマ 090-7574-7356																																							
愛媛銀行																																							

取引額 78,679 - 手数料 7385
= 78,994

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

受領書

発行日: 2023年05月19日

〒790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号
向田 まさひろ 様

SAKURA int
さくらインターネット株式会社
〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目12番12号
東京建物梅田ビル11階

下記金額を受領いたしました。

受領金額 (消費税込)

¥8,294-

請求書番号: 27729502

発行日: 2023年01月06日

品名	単価	数量	金額
JPドメイン(ne) サービス利用料(2023/01/01-2023/12/31) [mukoudamasahiro.jp]	3,982	1	3,982
請求書発行手数料	330	1	330
汎用JPドメイン復活費用 mukoudamasahiro.jp	3,982	1	3,982
			合計 8,294 (内消費税額 10% 754)

備考

- お支払いの金融機関、クレジットカード会社、店舗から発行された明細、受領証、レシートが正式な領収書となりますので、合わせて保管をお願いいたします。

https://secure.sakura-int.jp/menuball/

1/2

2023/05/19 9:40

1ccap027729502

- Web発行受領書は電子文書となり、印刷複製の対象とならないため印刷の受付いたしません。
- Web発行受領書を印刷しても、コピー扱いとなるため印刷複製の対象になりません。



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	令和5年 12月 31日	整理番号	102
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	レンタルサーバ スタンダードサービス利用料 (1年更新) 支払先: さくらインターネット株式会社 R5-4~12月分		
金 額	3,930 円	按分率	100 %
特 記 事 項	振込票原本はR4度綴り (R4度計上額 5,238 円×3/12÷1,308 円) 5,238 円-1,308 円=3,930 円		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 1月 24日

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

ひめぎん カードサービスご利用控

毎度にご利用いただきありがとうございます。
ただいまのご利用明細は下記のとおりでございます。
内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引年月日	時 刻	お取引区分
05-01-24	9.16	振込
お取引銀行	お取引店番	お取引口座番号
科目	振込手数料	お取引金額
普通	¥385	¥5,623.
万円	千円	利用手数料
***	***	*****
取扱店	機番	お取引後残高
56	3	
フツウ サクラインターネット (カ サマアテ ムコウタマサヒロ 76560 サマ 090-7574-7356		

取引額 ¥5623 - 手数料 ¥385
= ¥5238

愛媛銀行

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

受領書

発行日: 2023年05月19日

〒790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号
向田 まさひろ 様

SAKURA in
さくらインターネット
〒530-0001
大阪市北区梅田1丁目12番12号
東京建物梅田ビル11階

下記金額を受領いたしました。

受領金額 (消費税込)

¥5,238—

税+送料
消費税146円

請求書番号: 27974359

受領日: 2023年01月24日

品名	単価	数量	金額
さくらのレンタルサーバスタンダード サービス利用料(2023/01/01-2023/12/31) [mukoudamasahiro.sakura.ne.jp]	5,238	1	5,238
			合計 5,238 (内消費税額 10% 476)

備考

- ※ お支払いの金融機関、各クレジットカード会社、店舗から発行された明細、領収証、レシートが正式な領収書となりますので、念のため保存をお願いいたします。
- ※ Web発行受領書は電子文書となり、印刷履歴の対照とならないため印刷の受付はいたしません。
- ※ Web発行受領書を印刷しても、コピー扱いとなるため印税課税の対象になりません。

https://invoice.sakura-id.jp/mukoudamasahiro

1/2

20230519 9:41

recup27974359



支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日	整理番号	103
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	ホームページ費用JPT*メインサービス利用料 (R6-1月～3月) 支払先：さくらインターネット株式会社		
金 額	1,131 円	按分率	100 %
特記事項	4532円×1/12=377円/月 377円×3か月(1～3月)=1131円		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	令和5年 11月 13日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号

向田 まさひろ 様

SEQ : 07706



登録番号 : T3120001079845 30198584 - 1/1ページ
SEQ : 07706
SAKURA internet

さくらインターネット株式会社
〒530-0001
大阪市北区梅田1-12-12
東京建物梅田ビル11F
<https://www.sakura.ad.jp/>

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。
すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

2023年11月10日発行
請求書番号 : 30198584
会員ID

御請求金額

¥4,532

お支払期限 : 2023年11月30日

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
取引年月日						
112801392078	JPドメイン (ne)	1年更新	3,982	1	3,982	税込み
2024/01/01-2024/12/31	サービス利用料 (2024/01/01-2024/12/31) [mukoudamasahiro.jp]					
113501739391	請求書発行手数料	随時請求	550	1	550	税込み
2023/11/10-2023/11/10						

お振込先

普通預金

口座名義 さくらインターネット株式会社

※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

小計 : 4,532 内消費税 : 412
(10%対象 : 4,532 内消費税 : 412)

繰越額 : 0
合計 : 4,532

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

払込票領書	
向田 まさひろ 様	
支払金額	4,532円
内消費税	412円
さくらインターネット株式会社	
2023.11.13	

支 出 伝 票

債務確定日(※) (最終確定日)	令和6年 3月 31日 /	整理番号	109
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	インターネットサービス利用料 (R6-1月～3月) 支払先：さくらインターネット株式会社		
金 額	1,446 円	按分率	100 %
特記事項	5788円×1/12=482円/月 482円×3か月(1～3月)=1446円		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	令和5年 12月 15日 /	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

790-0941
愛媛県松山市古川南三丁目26番30号

向田 まさひろ 様

SEQ: 07490



さくらインターネット株式会社

〒530-0001

大阪市北区梅田1-12-12

東京建物梅田ビル11F

<https://www.sakura.ad.jp/>

御 請 求 書

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。
ご利用のサービス料金について下記のとおりご請求申し上げます。

すでにお支払済みの折は行き違いと存じますのでご容赦ください。

2023年12月10日発行
請求書番号: 30442937
会員ID:

御請求金額 ¥5,788

お支払期限: 2023年12月31日

サービスコード	品 名	支払区分	単価	数量	金額	備考
112801392050	さくらのレンタルサーバ スタンドード	12ヶ月一括	5,238	1	5,238	税込
2024/01/01-2024/12/31	サービス利用料 (2024/01/01-2024/12/31)					[mukoudamasahi.co.sakura.jp]
113501940541	請求書発行手数料	随時請求	550	1	550	税込
2023/12/10-2023/12/10						

お振込先

普通預金

口座名義 さくらインターネット株式会社

※恐れ入りますが振り込み手数料はご負担願います。

繰越額: 0
合計: 5,788

小計: 5,788 内消費税: 526
(10%対象: 5,788 内消費税: 526)

※裏面を必ずご確認の上、お支払いください。

払込受領書

向田 まさひろ 様

5,788円

内消費税: 526円

さくらインターネット株式会社

